

## 茨木市いきいき交流広場開設事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、老人クラブその他の地域住民団体が実施する地域の老人専用集会所、自治会館、農業会館、集合住宅内集会所、民家等（第4において「老人専用集会所等」という。）を活用して、高齢者が交流等を行う場所（以下「いきいき交流広場」という。）を開設する事業に対し、市が補助金を交付することにより、教養、娯楽等の活動による高齢者の交流等の促進を図り、もって在宅高齢者の福祉の向上及び介護予防を推進することを目的とする。

### (補助対象事業)

第2 補助の対象となる事業は、地域住民で構成される次に掲げる団体が実施するいきいき交流広場を開設する事業とする。

- (1) 茨木市老人クラブ連合会
- (2) 本市に登録している単位老人クラブ
- (3) 地区福祉委員会
- (4) その他市長が適当と認める団体

### (補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、需用費、備品購入費、備品設置に伴う附帯工事費及びバリアフリー化のための改修工事費（補助金の交付を受けるものが消費税等の課税事業者の場合は消費税等を除く。）とする。

### (補助金額)

第4 補助金の額は、補助対象経費の合計額又は200,000円（当該団体が団体として所有する老人専用集会所等にいきいき交流広場を開設する場合にあっては、100,000円）のいずれか少ない額とする。ただし、いきいき交流広場を提供する活動の1週間当たりの実施回数が3回に満たない場合は、補助対象経費の合計額又は100,000円（当該団体が団体として所有する老人専用集会所等にいきいき交流広場を開設する場合にあっては、50,000円）のいずれか少ない額を補助金の額とする。

### (補助の制限)

第5 この要綱による補助の交付を受け、いきいき交流広場を開設した団体は、当該広場の閉鎖の日から起算して3年が経過するまでの間、この要綱による補助金の交付を受けることができない。

2 前項の場合において、第2第2号に掲げる2以上の単位老人クラブが共同でいきいき交流広場を開設するときは、これらの単位老人クラブにより構成されたもの（この項において「複数老人クラブ」という。）を1団体とみなす。複数老人クラ

ブに他の単位老人クラブが加わり、又は複数老人クラブの一部が交代するときも、また同様とする。

(開設の申込み)

第6 いきいき交流広場を開設しようとするものは、茨木市いきいき交流広場開設申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 団体の会則又は規約
- (3) 団体の役員名簿
- (4) いきいき交流広場として使用する施設平面図
- (5) 備品購入、施設改修等計画書(見積書)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(開設の承認)

第7 市長は、第6の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、申込者に対し、茨木市いきいき交流広場開設承認通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の交付申請)

第8 第7の承認通知書を受けたもののうち、補助金の交付を受けようとするものは、茨木市いきいき交流広場開設事業補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、第7の通知書を受けとった日から起算して3月以内に市長に申請しなければならない。

- (1) いきいき交流広場の開設に要した経費についての領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市いきいき交流広場開設事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(変更の申請等)

第10 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第8に準じて茨木市いきいき交流広場開設事業補助金交付変更承認申請書(様式第5号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第9に準じて決定の内容を変更し、茨木市いきいき交流広場開設事業補助金変更承認通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(補助金の交付請求)

第11 第9の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市いきいき交流広場開設事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第12 市長は、第11の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(閉鎖の届出)

第16 いきいき交流広場での活動を継続することが困難となり、いきいき交流広場を閉鎖しようとするものは、市長にいきいき交流広場閉鎖届出書(様式第8号)を提出しなければならない。

(財産処分の制限等)

第17 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間を経過したときは、この限りでない。

2 市長の承認を受けて財産を処分した場合には、財産を減価償却した残存価格に相当する金額を市に納付させることがある。

(補助の取消し等)

第18 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を

返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) いきいき交流広場の開設から市長に届け出た当該いきいき交流広場を閉鎖した日までに当該補助事業により取得した財産を使用した期間が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間より短いとき。
- (5) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (6) その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第19 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月14日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱は、改正前の要綱による補助の交付を受けた団体であってこの要綱の実施の日前にいきいき交流広場を閉鎖した団体についても適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の第15の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類に

については、なお従前の例による。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者 ㊟  
※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市いきいき交流広場開設申込書

茨木市いきいき交流広場開設について、次のとおり申し込みます。

開設地域（小学校区名）					
いきいき交流広場名					
事業開始予定日		年 月 日			
事業実施団体	団体名				
	加入団体	( ) ( ) ( )			
		( ) ( ) ( )			
幹事団体		(代表)			
いきいき交流 広場施設概要	施設住所	茨木市			
	施設形態	老人専用集会所 ・ 自治会館 ・ 農業会館 ・ 集合住宅内集会所			
		民家 ・ その他 ( )			
	施設管理者		使用部分		
延床面積		m <sup>2</sup>	有効利用面積	m <sup>2</sup>	

添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 団体の会則又は規約
- (3) 団体の役員名簿
- (4) いきいき交流広場として使用する施設平面図
- (5) 備品購入、施設改修等計画書（見積書）
- (6)

様式第2号（第7関係）

所在地  
団体名  
代表者

様

茨木市いきいき交流広場開設承認通知書

年 月 日付で申込みのあった、茨木市いきいき交流広場開設について、審査の結果、次のとおり承認します。

開設地域（小学校区名）	
いきいき交流広場名	
事業開始予定日	
事業実施団体	
いきいき交流広場所在地	

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者 ㊟  
※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市いきいき交流広場開設事業補助金交付申請書

茨木市いきいき交流広場開設事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 交付申請額 円
- 3 申請者の区分 ※以下のいずれかにチェックをお願いします。  
消費税等の課税事業者 その他
- 4 添付書類  
(1) 開設に要した経費についての領収書の写し  
(2)

様式第4号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者 様

茨木市いきいき交流広場開設事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市いきいき交流広場開設事業補助金は、次の条件をつけて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第5号（第10関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者 ㊟  
※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市いきいき交流広場開設事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市いきいき交流広場  
開設事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付決定額 円
- 6 差引増減額 円

様式第6号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者 様

茨木市いきいき交流広場開設事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市いきいき交流広場開設事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額 円  
変更増減額 円  
変更交付決定額 円

2

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第7号（第11関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者

㊞

茨木市いきいき交流広場開設事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木市  
いきいき交流広場開設事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

様式第8号（第16関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者 ㊟  
※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市いきいき交流広場閉鎖届出書

茨木市いきいき交流広場の閉鎖について、次のとおり届け出ます。

1 広場の名称

2 閉鎖年月日 年 月 日

3 閉鎖の理由